

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について

■マイナンバー制度とは

マイナンバー制度とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という）に基づく制度で、正式名称は「社会保障・税番号制度」といいます。

マイナンバー制度の導入により、社会保障、税および災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するため社会基盤として導入されるものです。

個人には個人番号（マイナンバー）、法人には法人番号がそれぞれ付与されることになっております。

マイナンバー制度は、平成28年1月1日から施行されますが、平成27年10月以降に、住民票がある個人に対して、個人番号（12ケタの番号）が記載された「通知カード」が、市町村役場から簡易書留で送付されます。また、設立登記法人等に対しては、国税庁が付与する法人番号（13ケタの番号）が記載された書面が送付されます。

■通知カードについて

「通知カード」には、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されておりますが、顔写真は記載されず、通知カード単体では本人確認書類となりませんので、運転免許証等の本人確認書類と併せての提示が必要となります。

■個人番号カードについて

「個人番号カード」とは、ICチップの付いたカードの表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面に個人番号が記載されます。

「個人番号カード」は、単体でマイナンバー法上の本人確認書類として利用できるほか、e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されています。

個人番号カードの取得は、希望者が市町村の窓口で交付申請をし、平成28年1月以降に「交付通知書」、「通知カード」、本人確認書類を市町村の窓口を持参して、「通知カード」および「住民基本台帳カード」（所持していれば）の返納により交付を受けることができます。

なお、ICチップには、所得、税金、年金などのプライバシー性の高い情報は記録されません。

■マイナンバー制度のお問い合わせ先

- マイナンバー 社会保障・税番号制度【内閣官房】
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- マイナンバーコールセンター【内閣官房】
電話番号：0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）